平成２５年（フ）第２８５６号
埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目11―６　灘荘２Ｆ
債務者　森山　節夫
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８８３号
東京都板橋区成増５丁目11―25―107
債務者　柴田　早苗
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８８５号
東京都北区浮間４丁目８―12―104
債務者　南部　雄一
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８８６号
東京都東村山市栄町３丁目３―３―205
債務者　河村　俊雄
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８８９号
東京都青梅市新町９丁目2038―102
債務者　尾崎　広司
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８９４号
東京都新宿区北新宿１丁目29―10　ＤＪＲ北新宿503
債務者　畑山　寿恵
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８９６号
千葉県白井市冨士151―２―621
債務者　上島　一郎
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８９７号
千葉県白井市冨士151―２―621
債務者　上島　直美
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８９８号
千葉県市川市稲荷木３丁目25―８―212
債務者　岡本　真可（旧姓宇野）
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９０２号
東京都足立区舎人３丁目３―１
債務者　今井　直美
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９０４号
埼玉県三郷市彦成３丁目９―10―802
債務者　山崎日出夫
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９０５号
東京都北区志茂４丁目１―11
債務者　及川　勝史
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９１２号
埼玉県八潮市大字大曽根632―１―306
債務者　千ケ崎誠一
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９１３号
神奈川県横浜市青葉区田奈町19―18―302
債務者　生井かおり（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９２０号
東京都練馬区貫井２丁目28―15―101
債務者　太田　孝行
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９２４号
東京都世田谷区池尻２丁目19―６　山田方203
債務者　片岡めぐみ
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部